

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス  
グループ

グリーン調達基準書

Ver. 6.0  
2024年7月

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社  
ダイヤゼブラ電機株式会社

品質保証本部



目次

<1>多面体人権基本宣言

<2>環境方針

<3>具体的取り組み内容

1. 適用範囲

2. 用語の定義

3. ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループの環境負荷物質管理基準

4. 御仕入先様の評価

5. 紛争鉱物

6. 調査データの提出

7. 参考 URL

8. お問い合わせ先

別紙 1 「使用禁止物質（製品および梱包材への含有を禁止する物質）」

別紙 2 「製造工程使用禁止物質」

別紙 3 「含有管理物質（含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする物質）」

別紙 4 「参照法規制の表記番号」

別紙 5 「化学物質管理体制調査票」

別紙 6 「文書類の記入、提出方法」

別紙 7 「含有確認書」

別紙 8 「不使用保証書」

別紙 9 「高精度分析データ一覧表」

## <1>多面体人権基本宣言

我が社は、我が社の世界中総ての【傍楽仲間達】みんなで「国連憲章人権宣言」を衷心より尊ぶ、世の為人の為存在及び存続する公器であることを此処に宣言します。

即ち、我が社最高規範で有る経営理念にも確かに通ずる「国際人権章典」「ILO 国際労働基準」「国連グローバル・コンパクトの10原則」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を基に、人種・出自・出身・性別・年齢・身体・信心に因りて人々を差別すること無く、誰かが行う差別を許すこと無く、差別を容認或いは助長する企業との取引を佳しとしません。

加えて、我が社経営理念に共感及び賛同し、遵法精神並びに意志と意欲有る世界中総ての人々が、新たに我が社の傍楽仲間達と為る可能性を最大限大切にします。

そして、其之世界中総ての傍楽仲間達が人権の大切さへの理解を深めるべく、傍楽仲間達が学び合う機会を経営計画の背骨のひとつとして設け、御互いを啓蒙し、公器として在るべき志操、姿勢をみんなで追及することを、合わせて此処に宣言します。

2024年 3月 25日制定

制定者：代表取締役社長 CEO 兼 グループCEO 小野 有理

## <2>環境方針

### 1. 基本方針

我が社は、当社の掲げる「“ものづくり”を通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊さに貢献する」という経営理念のもと、人々の車によって得られる移動の自由や生活の快適性を支える企業として永らく“ものづくり”に謹んで参りました。

今、私達は、エネルギーの利活用に長じた企業として地球環境に資する技術開発並びに“ものづくり”に連戦猛進、公器として、そして“ものづくり”企業として持続可能な社会に挑戦、貢献し続けることを改めてここに宣言します。

### 2. 行動指針

- (1) 傍楽仲間達一人一人が、地球と自然の恵みに感謝します。
- (2) 設計、製造のみならず、全ての事業活動で、省資源、省エネルギー、リサイクル、化学物質及び廃棄物の削減、そして環境の保全活動を行います。
- (3) 事業所の立地する国や地域の環境法規制・条例・協定を遵守し、地域社会の環境保全に積極的に関わります。
- (4) 環境方針に則った目的及び目標（以下、環境目的・目標という）は、年度ごとに見直しし、経営活動として実践します。
- (5) 環境方針は文書化、掲示され、毎年見直しされる環境目的・目標と共に、傍楽仲間達に周知徹底します。
- (6) この環境方針は、要求に応じて、一般に公開します。

2024年6月1日

ダイヤゼブラ電機株式会社

ダイヤモンド電機株式会社

代表取締役社長 CEO 小野 有理

## <3> 具体的取り組み内容

### 1. 適用範囲

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが調達する製品・部材・副資材・包装材に適用します。

### 2. 用語の定義

#### 1) 環境負荷物質

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが地球環境と人体に著しい影響があると判断した物質。

#### 2) 均質材料

機械的に、異なる材料に分解できない材料。

均質：構成物全体が均一

例：プラスチック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング

機械的分解：基本的にねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨等の機械的な行為により材料が分離・分解されること。

端子のメッキは、端子とは別材料として扱います。

複数のメッキは、単層ごとの状態を指します。

#### 3) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部材、またはそれらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着すること。

#### 4) 不純物

天然素材中に含有され工業材料として精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質。

#### 5) 化学物質

元素単位および化合物であって、天然に存在するか、または任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。

これらの安定性を維持する為に必要な添加物、および使用した工程から生じる不純物を含みます。但し、単一の化学物質の安定性、または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除きます。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

#### 6) 混合物

2つ以上の化学物質を混合したもの。

例：塗料、インク、合金のインゴット、はんだ、接着剤、樹脂ペレット等

#### 7) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

例：金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器等

#### 8) 高懸念物質 (SVHC : Substances of Very High Concern)

発癌性物質、変異原生物質、生殖毒性物質、および難分解性で環境中や生体中に蓄積する

化学物質で、欧州行政庁から認可対象物質リストとして公表されています。

9) 副資材

製造仕様書の部材表に記載していない部材。

例：フラックス、希釈材、洗浄剤、マスキング材、テープ、インク材、緩衝材、乾燥剤等

10) 国内 VT62474

国内 VT62474 は IEC TC111 VT62474 Japan National Committee の略称で、IEC/TC111 の国内委員会(事務局:JEITA 環境部)に設置されている分科会の 1 つで IEC62474 に関する日本の意見を国際会議への出席や国際投票にて反映させることの出来る国内組織です。

グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) の発展的解消により、その機能を引き継いでいます。

11) chemSHERPA

経済産業省の主導により開発されたサプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のための情報伝達スキーム。

3. ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループの環境負荷物質管理基準

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループの環境負荷物質の管理基準は下記に記載の通りです。

但し、国際法及び各国規制の変更に伴い要求事項を追加する必要があることをご了承下さい。

1) 対象環境負荷物質

(a) 使用禁止物質

使用禁止物質は製品及び包装材への意図的添加及び、閾値を超える不純物の含有及び使用は一切、認められません。

環境負荷物質の調査は、材料の含有調査のみではなく、混入及び使用、製品への移行がないことを継続的に確認して下さい。

使用禁止物質とするものを以下に示します。

**別紙 1 「使用禁止物質」**

**別紙 2 「製造工程使用禁止物質」**

※ 「赤リン」の対象部位について

(1) 対象部位は直流、交流およびその電圧を問わず電界がかかる樹脂部分（絶縁性が必要な部分）、並びに機械的強度が必要とする樹脂部分とします。

ただし、耐水性コーティング等の対策が施してあり、リン酸の生成を抑制出来ている場合は除きます。この場合、リン酸のブリードアウト試験データを、ご提出下さい。

試験条件等のご確認、ご相談は当社お問い合わせ窓口まで、お問い合わせ下さい。

(2) 金属中に添加されるリンは除きます。

※ 荷崩れ防止フィルムについて

製品・部品に直接接触れる、荷崩れ防止フィルムを使用される場合は、ポリエチレン製 (PE) フィルムを使用して下さい。

ポリ塩化ビニル製 (PVC) フィルムには可塑剤としてフタル酸エステルが使用されている可能性があり、製品・部品にフタル酸エステルが移行する恐れがあります。

また、製品・部品に直接接触れる梱包としてのトレイもポリエチレン製を使用して下さい。

(b) 含有管理物質

含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要している物質で、含有管理物質とするものを以下に示します。

i) 別紙 3「含有管理物質」

ii) REACH 規則 \*SVHC に指定されている物質。

\*SVHC 物質は含有率 1,000ppm を越えた場合、含有詳細の報告が必要となります。

2) 含有環境負荷物質の閾値

(a) 使用禁止物質は意図された添加をしてはいけません。

但し、RoHS 指令等の適用除外用途は除きます。

(b) 対象環境負荷物質のダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループにおける不純物としての閾値は、下記別紙の対象範囲に示します。

但し、別紙 2「製造工程使用禁止物質」の物質は含有及び使用は一切、認められません。

別紙 1「使用禁止物質」

別紙 3「含有管理物質」

(c) REACH SVHC はその含有が各物質 1,000ppm 未満とします。

4. 御仕入先様の評価

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループは、お取引先様の環境負荷物質管理体制について、新規お取引時及び、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが必要と認めた場合に評価させていただきます。

1) 環境負荷物質管理体制の構築

アーティクルマネジメント推進協議会(以下 JAMP とする)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」と同等の管理体制を構築頂き、維持管理をお願いします。

また、お取引先様の外注先についても同様に管理体制の構築と維持管理をお願いします。

当ガイドラインは 7 項の JAMP の URL より入手することができます。

2) 評価の手順

(a) 自己評価

新規お取引時及び、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが必要と認めた場合、別紙 5「化学物質管理体制調査票」に基づく自己評価結果のご提出を依頼させていただきます。

(b) 評価、判定

ご提出頂いた自己評価結果を基にお取引様の環境負荷物質管理体制を評価し、判定します。

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが必要と認めた場合は、御仕入先様の実地監査を実施させていただきます。

評価、判定の結果は、御仕入先様に通知します。

5. 紛争鉱物

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループでは人権・環境などの社会問題に配慮した調達活動を推進しており、紛争地域諸国（コンゴ民主共和国および近隣諸国 9 ヶ国）で産出されたことが明らかである 3TG（タンタル、すず、金、タングステン）を使用しない方針で

す。御仕入先様におかれましても 3TG の使用は避けて頂くとともに、御仕入先様が調達する素材や部品について、紛争鉱物の使用が明らかとなった場合、速やかに同素材や部品の使用を停止するための措置をお願いします。

また、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループからの調査依頼に対してもご協力をお願いします。

## 6. 調査データのご提出

調査データは、新規採用時及び 4M 変更時(材料、製造方法、設備、要員)の場合、並びに弊社の顧客要求への対応などダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが必要と認めた場合にご提出下さい。

### 1) 新規採用時及び 4M 変更時(材料、製造方法、設備、要員)の場合

各種の電子データ様式は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスの Web-Site で入手できます。

各種の文書の記入方法、及び提出方法は別紙 6「文書類の記入、提出方法」を参照して下さい。

### 2) 顧客要求への対応などの場合

弊社の顧客要求への対応などにより、依頼時に都度、提示致します。

## 6.1 「含有確認書」

### (a) 調査内容

部材に含有する化学物質の含有有無、含有量、含有率、含有部位および用途等の確認。

### (b) 回答方法

回答は、別紙 7「含有確認書」に記入して提出して下さい。

## 6.2 「不使用保証書」

### (a) 保証内容

使用・含有させないことを保証して頂くもの。

### (b) 回答方法

回答は、別紙 8「不使用保証書」に記入し、「含有確認書」並びに 6.4 項「chemSHERPA」と同時に提出して下さい。

## 6.3 「高精度分析データ」一覧表

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが必要と認めた場合に、依頼させていただきます。

分析対象物質は、RoHS の 10 物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)、フタル酸ビス(2-エキルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP))

### (a) 分析データ

高精度分析装置若しくは同等の分析装置での分析データをご提出願います。

高精度分析装置の分析結果と相関がとれた蛍光 X 線分析装置により分析したデータも可と



します。

一部品で複数部位があり複数の分析データがある場合、高精度分析データは別紙9「高精度分析データ一覧表」に部位毎に取り纏めてください。

高精度分析は下記の分析装置を使用してください。

対象化学物質名	分析装置
カドミウム(Cd) 鉛(Pb) 水銀(Hg)	ICP 発光分光分析装置(ICP-AEP) ICP 質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分光装置(AAS) 蛍光 X 線分析装置(XRF)
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	紫外可視分光光度分析装置(UV-VIS) イオンクロマトグラフ分析装置(IC)
ポリ臭化ジフェニール(PBB) ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) フタル酸エステル(DEHP, DBP, BBP, DIBP)	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS)

#### (b) 溶出量の分析データ

ISO8124-3 及び、EN1811 で規定されている物質の溶出量の分析データは、必要に応じて要求させていただきます。

#### 6.4 chemSHERPA (CI / AI)

化学物質、混合品は「chemSHERPA CI」、成形品は「chemSHERPA AI」データを提出してください。

chemSHERPA ツール及び、関係資料は7項の chemSHERPA の URL より入手できます。

#### 6.5 IMDS データ及び JAPIA 統一データシート

車載製品の構築物、材料、副資材及び含有物質等については IMDS データもしくは日本自動車部品工業会の JAPIA 統一データシートでの提出を依頼させていただきます。JAPIA 統一データシートは7項記載の JAPIA のホームページにて公開されています。IMDS データは web システム (7項にログインページの URL を付記) を利用して提出をお願い致します。

#### 6.6 別紙に引用される外部団体の基準に追加・変更が発生した場合

別紙に定める禁止物質および含有管理物質は、各国の法律や規制 (REACH、RoHS など) による、または外部団体が独自に定める禁止物質および含有管理物質のリスト (以下、「リスト」という) が引用されています。弊社が法律や規制の要求、顧客や社会的要求を満たすためにはリストへの適合が必須であることから、御仕入先にはリストを定期的にご確認頂き、適用される最新のリストの要求事項を満足する製品等を納入頂きますようお願い致します。

リストの変更により購入品が要求事項を満足していないことが判明した場合は、含有化学物質調査の情報を更新頂くとともに、その旨を書面などにて弊社までご連絡ください。ご報告が無い場合は、変更されたリストの要求事項は、保証されたものとみなします。

尚、リストは、弊社の意向に関わらず、また御仕入先様へ個別に予告されることなく変更

されますので、予めご了承ください。

#### 7. 参考 URL.

- 1) アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)、及び chemSHERPA  
URL : <https://chemsherpa.net/>
- 2) 国内 VT62474  
URL : <http://vt62474.jp/>
- 3) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス  
Share the Supply Chain  
URL : <https://www.diaelec-hd.co.jp/manufacturing/supply-chain/>
- 4) JAPIA 一般社団法人 日本自動車部品工業会  
URL : <https://www.japia.or.jp>
- 5) IMDS システム  
URL : <https://www.mdsystem.com/imsnt/faces/login>

#### 8. お問い合わせ先

この基準書の内容についてのお問い合わせは、下記へお問い合わせ願います。

(ガイド全般)

ダイヤゼブラ電機株式会社 調達本部 調達部  
TEL : 06-6302-8120 FAX : 06-6302-8121

(技術的内容など)

ダイヤゼブラ電機株式会社 電子 ES 技術本部 技術試作・業務部  
TEL : 06-6302-8190 FAX : 06-6302-8192

ダイヤゼブラ電機株式会社 品質保証本部  
TEL : 050-2018-8269 E-mail : [green@dia-zbr.co.jp](mailto:green@dia-zbr.co.jp)

## 改定履歴

版数	Ver	制定/改定日	改定内容
初版	Ver1.0	2005年03月25日	新規発行
第二版	Ver2.0	2006年10月16日	対象環境負荷物質リストを旧 JGPSSI 準拠とした。 管理基準の見直し。
	Ver2.1	2007年01月10日	玩具用途フタル酸エステル管理を追加
	Ver2.2	2007年10月01日	「含有確認書」、「不使用保証書」、 「精密分析データ」ご提出について を追加
	Ver2.3	2008年03月14日	禁止物質に DecaBDE, PFOS 追加 閾値、管理値変更
	Ver2.4	2008年08月06日	管理値変更
第三版	Ver3.0	2010年04月01日	対象環境負荷物質リストを JIG 準拠 に変更。 MSDSplus、AIS を追加。 ご提出データの詳細説明追加。
第四版	Ver4.0	2017年04月10日	対象環境負荷物質リストの見直し 管理基準の見直し
	Ver4.1	2018年01月10日	対象環境負荷物質対象部位、条件の 詳細化 chemSHERPA 対応
	Ver4.11	2018年08月01日	別紙1 付表 使用禁止物質詳細、No 訂正。
	Ver4.12	2019年1月21日	別紙8 不使用保証書、誤記訂正 No25 DIBP→BBP
	Ver4.2	2021年2月1日	全面改訂
	Ver4.3	2022年3月1日	全面：社名変更。 本文：環境基本方針更新、紛争鉱物 追記、No 訂正。一部見直し。 別紙：化審法、TSCA 法、POPs 条約改 正による物質追記。
第五版	Ver5.0	2023年4月14日	本文：IMDS, JAPIA の内容を追記。社 名変更。一部見直し 別紙：POPs 条約改正による物質追 加。
第六版	Ver6.0	2024年7月10日	本文：〈1〉多面体人権基本宣言を追 記。〈2〉環境方針を見直し。Ver. と No. 表記変更。 別紙：別紙2、化審法改正に伴う No. 35 PFHxS 追加